

国産木材活用住宅ラベル使用規程

(目的)

第1条 住宅における国産木材の活用は、炭素貯蔵効果や輸送エネルギー削減によるカーボンニュートラルの実現、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用の一環として日本の森林環境の保全や地域経済の活性化、スギの伐採促進による花粉症問題の解決等に寄与するものである。SDGs等を背景とし、国民や企業の社会貢献活動の機運が高まっている中で、住宅における国産木材の活用がこれらに貢献していることを対外的に示すことは、国産木材活用への波及効果が期待される重要な取組である。

本規程は、国産木材を多く活用する住宅がその旨等を分かりやすく表示する仕組みを構築することにより、消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進を図るためのものである。

住宅事業者においては、当該表示により自社のSDGsの推進等への貢献を示すことができるようになること、一方、消費者においては、環境保全等への貢献の意識を醸成し、当該表示が建築・購入する住宅選択の判断材料となることを狙いとしている。

(定義)

第2条 この規程において国産木材活用住宅ラベルとは、別紙の「Japan Wood Label」を用いて第5条の内容について表示するものとする。

(使用者の資格)

第3条 国産木材活用住宅ラベルを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国産木材活用住宅ラベル協議会（以下、「協議会」という。）
- (2) 協議会を構成する団体
- (3) 協議会を構成する団体の会員企業
- (4) 国及び地方公共団体
- (5) 新聞・雑誌等のマスメディア（広告以外の記事及び情報提供として掲載する場合に限る）
- (6) その他協議会が本ラベルの使用を認めた団体、企業等

(届出)

第4条 国産木材活用住宅ラベルを使用しようとする者は、協議会の定める方法により、氏名（団体の場合は団体名称）、所在地、連絡先、使用目的等を協議会に届け出なければならない。

(表示内容)

第5条 国産木材活用住宅ラベルには、「国産木材活用住宅ラベル表示に関するガイドライン」に準拠して、以下の事項について表示することとする。

- (1) 国産木材活用レベル
- (2) スギの使用量（花粉症対策）
- (3) キャッチフレーズ
- (4) 住宅の炭素貯蔵量
- (5) 活用する木材に係るその他情報
- (6) 建物名称
- (7) 住宅生産者名
- (8) 表示年月日

(年度報告)

第6条 第4条に規定する届出を行った者は、協議会の定める方法により、毎年度の国産木材活用住宅ラベルの表示の実績について、協議会に報告するものとする。

2 協議会は、前項の報告をもとに毎年度の国産木材活用住宅ラベルの表示の実績について、取りまとめ公表する。

(第三者使用の禁止)

第7条 国産木材活用住宅ラベルを使用する者は、協議会の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用料)

第8条 国産木材活用住宅ラベルの使用料は徴収しない。

(使用の差し止め)

第9条 協議会は、国産木材活用住宅ラベルの使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは、その使用の停止及び使用物の回収等を請求し、報告を求めるものとする。

2 本規程又は「国産木材活用住宅ラベル表示に関するガイドライン」に違反したことを理由に使用を差し止める場合、協議会は、使用差し止めに起因する損害賠償責任を、一切負わないものとする。

附則

1 この規程は、令和6年1月23日から施行する。

別紙 「Japan Wood Label」 のデザイン

